福祉電話貸与に関する契約書

この契約書は、福祉電話の設置主体である八幡浜市(以下「甲」という。)と 福祉電話設置対象者(以下「乙」という。)の間で当該電話の貸与に関する契約を 結ぶことを目的とする。

- 第1条 甲は、乙に対し次の福祉電話をこの契約書に記載されている条件で設置 し、これを貸与する。
 - (1) 福祉電話の貸与種類(老人福祉電話)
 - (2) 福祉電話の所在地 八幡浜市
 - (3) 当該電話の番号 八幡浜局 () ()
- 第2条 この契約の期間は、本契約締結の日から起算して5ヵ年とする。
- 第3条 乙は、次の行為を行ってはならない。
 - (1) 福祉電話を甲の許可なく他の者に譲渡すること。
 - (2) 福祉電話を担保の用に供すること。
 - (3) 市の承諾を得ないで当該電話の機種を変更し、または付属設備の変更あるいは新設を行うこと。
- 第4条 次の場合は本契約が終了したものとして当該電話を返還するものとする。
 - (1) 乙が福祉電話の設置対象者でなくなったとき。
 - (2) 乙が福祉電話を必要としなくなったとき。
 - (3) 乙が第3条の条件に違反したとき。
 - (4) その他甲が返還の必要を認め、返還を命じたとき。
- 第5条 甲は、福祉電話の仮設工事費および電話加入料金を支払うものとする。
- 第6条 乙は、電話の使用料金等を所定の期日までに支払うものとする。ただし、

基本料金については、市が助成する。なお、支払うべき期間は当該電話を設置 した日から撤去した日までの期間にかかるものとする。

- 第7条 乙は、善良な注意をもって当該電話を管理するものとし、当該電話を破損しまたは亡失したときは、速やかに甲に届けてその指示に従うものとする。
- 第8条 本契約は、当事者の双方から改定の申し出がない場合は更に1ヵ年継続 するものとし、以後この例による。

第9条 この契約に定めのない事項は、甲の定めるところによる。

本契約締結の証として、本書4通を作成し、当事者記名押印の上、甲、乙、保証人、立会人各自一通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲)	住 所 八幡浜市北浜一丁目1番	÷ 1 号
	氏 名 八幡浜市長 大 城	一郎 印
(乙)	住 所	
	氏 名	印
保証人	住 所	
	氏 名	印
	本人との続柄	
立会人	(地区担当民生児童委員)	
	住 所	
	氏 名	印